
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **実効金利法に関連する論点（ステップ 4）**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 を採用する金融機関における実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）（以下「実効金利法に関連する論点」という。）に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、本資料はステップ 4 を採用する金融機関が保有する債権に焦点を当てており、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては別途検討を予定している。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 4 における基準開発の目的を次のとおり示した。

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

3. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）（以下「第 515 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 の目的を再確認したうえで、ステップ 4 に関する審議の進め方として次のことを提案した。
 - (1) IFRS 第 9 号を出発点として、これまでステップ 2 及びステップ 3 に関して審議してきた論点のうち、「実務負担に配慮」する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出する。
 - (2) 上記(1)で抽出された論点に関して、どのように IFRS 第 9 号の定めを見直して取り入れるかについて議論を行う。その際、「適切な引当水準を確保」する観点

から、国際的な会計基準との比較において引当水準が大きく下回る結果とならないように IFRS 第 9 号の定めを一部見直して取り入れることによる影響をあわせて検討する。

4. 前項(1)に関して、第 515 回企業会計基準委員会等では、まず特に実務上の負担が重いと考えられる論点として次に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった¹。

- (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大 (SICR) の判定

- (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

- (3) 実効金利法に関連する論点

5. また、第 208 回金融商品専門委員会 (2023 年 12 月 12 日開催) では、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の負担をより精緻に把握するため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者²に出席いただき、前項の論点に関してご意見を伺った。

6. 本資料第 4 項(3)のステップ 4 において検討するとした論点のうち、ステップ 4 を採用する金融機関における実効金利法に関連する論点には、次の論点が含まれると考えられる。

- (1) 引当における貨幣の時間価値の考慮

- (2) IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価の採用

- (3) 償却原価の償却方法

- (4) 信用減損金融資産に係る利息収益の認識

- (5) 購入又は組成した信用減損金融資産 (POCI) の取扱い

7. 本資料では、前項の論点のうち、(1)から(3)の論点に関して、関連する IFRS 第 9 号の定めを確認のうえ ASBJ 事務局による分析及び提案をお示しする。なお、前項(1)及び(2)は密接に関連する論点であるため、まとめて検討を行う。また、「(4)信用

¹ 第 515 回企業基準委員会等では、ステップ 4 を採用する金融機関における開示に関する論点は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討することを提案した。また、第 515 回企業基準委員会等において意見が聞かれた満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては、追加の論点として検討することを予定している。

² 第 208 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者にご意見を伺った。

減損金融資産に係る利息収益の認識」及び「(5)POCI の取扱い」は別途検討を予定している。

III. 引当における貨幣の時間価値の考慮及び IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価の採用

関連する IFRS 第 9 号の定め

(引当における貨幣の時間価値の考慮)

8. IFRS 第 9 号では、金融商品の予想信用損失の測定に関する原則の一つとして、貨幣の時間価値を反映することが要求されるが、その際の割引率及び割引期間について次のように定められている (IFRS 第 9 号 5.5.17 項 (b)、B5.4.5 項、B5.5.44 項及び B5.5.45 項)。
 - (1) 予想される債務不履行又は他の何らかの日ではなく、報告日まで、当初認識時に算定した実効金利又はその近似値を用いて行わなければならない。
 - (2) 購入又は組成した信用減損金融資産については、予想信用損失を当初認識時に算定した信用調整後の実効金利を用いて割り引かなければならない。

(IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価の採用)

9. IFRS 第 9 号では、金融資産又は金融負債の償却原価の算定及び金利収益又は金利費用の関連期間にわたる配分及び純損益への認識には実効金利法を適用することが要求されている (IFRS 第 9 号付録 A 実効金利法の定義、IFRS 第 9 号 5.4.1 項)。
10. 償却原価に関して、IFRS 第 9 号では「帳簿価額を将来の支払又は受取りの見積額を実効金利で割り引いた現在価値に等しくする測定方法」と説明されている (IFRS 第 9 号 BC5.233 項)。また、実効金利については、次のとおり定義されている。

(IFRS 第 9 号付録 A)

実効金利

金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じての将来の現金の支払又は受取りの見積りを、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価まで正確に

割り引く率。実効金利を計算する際に、企業は、期待キャッシュ・フローの見積りを、当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することによって行わなければならないが、予想信用損失を考慮してはならない。この計算には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの（B5. 4. 1 項から B5. 4. 3 項参照）、取引コスト、及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる。類似した金融商品のグループのキャッシュ・フロー及び予想存続期間は信頼性をもって見積ることができるという推定がある。しかし、金融商品（又は金融商品グループ）のキャッシュ・フロー又は予想存続期間を信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合には、企業は当該金融商品（又は金融商品グループ）の契約期間全体にわたる契約上のキャッシュ・フローを使用しなければならない。

11. 前項の定義のとおり、IFRS 第 9 号の実効金利には、約定利息だけでなく、実効金利に不可分な契約の当事者間で授受される手数料が含まれるとされている。この点、IFRS 第 9 号では、金融サービスに対する手数料という名称は、提供されたサービスの性質及び実質を示していない場合があるため、実効金利の不可分の一部である契約当事者間で授受される手数料については、実効金利の調整として取り扱うこととされている³（IFRS 第 9 号 B5. 4. 1 項及び付録 A）。この点に関して、金融資産に関する実効金利の不可分の一部である手数料には、次のものが含まれるとされている（IFRS 第 9 号 B5. 4. 2 項(a)）。

- (1) 金融資産の組成又は取得に関して企業が受け取った組成手数料。こうした手数料には、借手の財政状態の評価、保証・担保及び他の保全の取決めの評価と記録、金融商品の条件の交渉、文書の作成と処理及び取引の終結などの活動に対する補償が含まれる場合がある。これらの手数料は、結果として生じる金融商品への関与の生成の不可分の一部である。

ASBJ 事務局による分析

（ステップ 4 の取扱いに関する検討の方向性）

12. ステップ 2 では、予想信用損失⁴の測定に関する原則の 1 つである引当における貸

³ IFRS 第 9 号において純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に関する手数料については、当該金融商品の当初認識時に収益又は費用として認識するとされている。

⁴ IFRS 第 9 号では、信用損失とは「契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャ

幣の時間価値の考慮に関する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れるとともに、引当における貨幣の時間価値の考慮と不可分の関係にある元本と利息を区分せずキャッシュ・フローに着目するという IFRS 第 9 号における実効金利法による償却原価の考え方を取り入れることを提案した。

13. また、IFRS 第 9 号における実効金利法による償却原価の考え方を取り入れることに関連し、ステップ 2 では、国際的な比較可能性を重視する観点から、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の実効金利に関する定めを原則として取り入れつつ、次のオプションを設けることを提案した。

次の要件を満たす手数料については、実効金利に含めずに企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。以下「収益認識会計基準」と合わせて「収益認識会計基準等」という。）に準じて会計処理するオプションを設ける⁵。

- (1) 特定の役務に対する手数料であることが明確である。
- (2) 設定された手数料の料金に対応する役務との関係で合理的である⁶。

14. このように IFRS 第 9 号では予想信用損失の算定及び債権の償却原価の算定のいずれにも実効金利が用いられているが、実効金利に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることに関して、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者から聞かれた主な意見は次のとおりである。

- (1) 実効金利法に基づく償却原価を導入する場合には、債権ごとのキャッシュ・フ

ッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フロー不足）を、当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利）で割り引いたもの」とされている（IFRS 第 9 号 付録 A）。

⁵ また、契約当初に提供する特定の役務に対することが明確である手数料を契約当初に受け取るが、「(2) 設定された手数料の料金に対応する役務との関係で合理的である」の要件を満たさない場合、重要性次第では当該手数料を実効金利の調整には含めず、貸付金の会計処理とは区分して、当該手数料を同種の契約とグルーピングして予想存続期間にわたり級数法等の合理的な方法により認識できる場合があることを「企業会計基準等の補足文書」（以下「補足文書」という。）で示すことを提案した。

⁶ 「手数料に対応する貸付金の金利水準を調整するものではない」ことは(2)の考慮要素の 1 つであることについて、当該考慮要素の考え方と共に結論の背景等に記載することを合わせて提案した。

ローや約定金利等の情報の管理、実効金利と償却原価を算定するロジックの構築等が必要となり、多大なシステム対応コストが発生すると考えられる。また、貸借対照表価額と貸付金残高（額面金額）が一致しない場合には、1つの債権に対して複数価額を管理することとなり、決算・開示対応に要する時間が増加すると考えられる。

(2) 貸付に関連する手数料の取扱いに関して、仮に当該手数料を実効金利に含めないとする場合においても、その収益認識の方法について現行実務に配慮した簡便的な取扱いを検討いただきたい。

15. 前項の意見は、実効金利に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることから生じる論点に関して、実務負担を懸念する意見である。

16. 実効金利に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることに関して、ステップ 2 では、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の定めを原則として取り入れつつ、一定の要件を満たす手数料については実効金利に含めずに収益認識会計基準等に準じて取り扱うオプションを設けることを提案しており、一定程度「実務負担に配慮」することができると考えられる（本資料第 13 項参照）。

しかしながら、強い懸念が示されていることを踏まえると、当該オプションの提供だけでは十分な対応とはならない可能性があると考えられる。このため、ステップ 4 では、「実務負担に配慮」する観点から、実効金利に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れるかどうかについて検討を行う。

ステップ 4 における実効金利に関する IFRS 第 9 号の定めに関する検討

17. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者からは、実効金利に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることから生じる論点について実務負担を懸念する意見が聞かれている。

18. 前項の意見を踏まえ、ステップ 4 では、より「実務負担に配慮」する観点から、実務上の便宜として、債権（購入された債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代わり約定金利を用いることができるとするオプションを設けることが考えられる⁷。

⁷ 購入された債権に関して、現行実務では実効金利（実効利率）を用いた償却原価法に基づき会計処理されていると考える（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 105 項）。

19. 仮に前項のオプションを適用した場合、貸付金に関連する手数料が割引に用いる金利に含まれないこととなり、通常の貸付金であれば取得価額と債権金額（額面金額）との間に差額は生じないと考えられるため、本資料第 14 項(1)で聞かれた懸念に配慮することができると考えられる。また、貸付金に関連する手数料は金利と切り離して会計処理されるため、本資料第 14 項(2)で聞かれた懸念に配慮することができると考えられる。

貸付金に関連する手数料の取扱い

20. 本資料第 18 項の実効金利に代わり約定金利を用いるオプションを設ける場合、貸付金に関連する手数料をどのように会計処理するかが論点となる。
21. この点、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者からは、収益認識の方法について現行実務に配慮した簡便的な取扱いを求める意見が聞かれているもの（本資料第 14 項(2)参照）、これまでの審議において事業会社が収益認識会計基準の要件を適用していることとのバランスを考慮すべきとの意見が聞かれている。また、現行実務においても対応する役務との関係を踏まえた期間配分が行われていると考えられる。
22. このため、実効金利に代わり約定金利を用いるオプションを適用した場合には、貸付金に関連する手数料を収益認識会計基準等に準じて会計処理することが考えられる。

（「適切な引当水準を確保」する観点からの分析）

23. 本資料第 18 項の実効金利に代わり約定金利を用いるオプションを適用した場合、IFRS 第 9 号の原則に従って算定された場合と比較すると、IFRS 第 9 号において実効金利の不可分の一部となる手数料が取得価額（債権金額）に占める割合によって引当水準に与える影響が変わってくると考えられる。また、貨幣の時間価値を反映するよう用いられる割引率が変わることにより、引当水準に影響を与えると考えられる。
24. この点、ステップ 2 においても、実務負担への配慮及び国際的な説明可能性の観点から、一定の要件を満たす手数料については実効金利に含めないとするオプションを設けることを提案しており、ステップ 2 において当該オプションを適用した場合の引当水準と比較しても、引当水準が著しく乖離することにはならないと考えられる。
25. また、引当水準が IFRS 第 9 号の原則に従って算定した場合と異なるとしても、ス

ステップ4のより実務負担に配慮した会計基準を目指すという目的を踏まえると、当該オプションを設けることは、利害関係者のコスト及び便益の観点から許容され得ると考えられるがどうか。

貸付金に関連する手数料収入に関して

26. 貸付金に関連する手数料収入に関して、IFRS 第9号の原則に従った場合には手数料収入が実効金利に含まれる形で金融商品の契約期間等にわたり認識される一方、当該手数料を実効金利の不可分の一部である手数料に該当しないものとみなすオプションを適用した場合、手数料に対応する役務によっては手数料収入が一時点で認識される場合がある。このため、オプションを適用した場合、IFRS 第9号の原則に従った場合と比べて早い時点で収益が認識される場合があると考えられる。
27. このように貸付金に関連する手数料収入が当期純利益に計上される時期がIFRS 第9号の原則に従った場合と比べて異なることになると考えられるが、ステップ4のより実務負担に配慮した会計基準を目指すという目的を踏まえると、利害関係者のコスト及び便益の観点からは許容され得ると考えられるがどうか。

ASBJ 事務局の提案

28. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ4では、より「実務負担に配慮」する観点から、債権（購入された債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代わり約定金利を用いることができるとするオプションを設けることが考えられるがどうか。
29. この場合、貸付金に関連する手数料については、収益認識会計基準等に準じて会計処理することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント1

本資料第12項から第29項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

IV. 償却原価の償却方法

関連する IFRS 第 9 号の定め

30. IFRS 第 9 号では実効金利法により償却原価及び金利収益を算定するとされている (IFRS 第 9 号第 5.4.1 項及び付録 A)。

ASBJ 事務局による分析

(ステップ 4 の取扱いに関する検討の方向性)

31. 仮に本資料第 28 項で提案する債権 (購入された債権を除く。) における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代わり約定金利を用いることができるとするオプションを適用した場合、通常の貸付金であれば取得価額と債権金額との間に差額は生じないと考えられるものの、購入された債権 (信用減損金融資産を除く。) については、取得価額と債権金額との間に差額が生じる場合があり、当該差額の取扱いについて償却原価の償却方法に関する課題が生じると考えられる⁸。
32. ここで、償却原価の償却方法に関して、ステップ 2 では、IFRS 第 9 号における実効金利法による償却原価の考え方との関係及び国際的な比較可能性を重視する観点から、IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とし、定額法を適用するオプションは設けないことを提案した。
33. 償却原価の償却方法に関して、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者から聞かれた主な意見は次のとおりである。
- (1) 償却原価の償却方法に関して、現行実務では定額法を採用している場合が多いことを考慮いただきたい。
34. 前項の意見に関して、ステップ 2 において、債権 (貸付金) に関する償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを採用することに関して国際的に説明可能な理屈について議論を行ったが、IFRS 第 9 号における貸倒引当金控除前の償却原価とは契約上のキャッシュ・フローを実効金利で割り引いた金額であり、償却原価により認識する利息は貨幣の時間価値の巻戻しを意味するものであるため、債権の貸借対照表計上額と債権金額との差額に対して定額法で会計処理することを

⁸ POCI の取扱いについては別途検討を予定している。

概念的に正当化することは必ずしも容易でないと考えられる状況において、定額法を適用するオプションを採用することに関して国際的に説明可能な理屈について合意を得ることはできなかった。

35. この点、ステップ4の目的である「実務負担に配慮」する観点を重視し、実務上の便宜として、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることが考えられる。

(「適切な引当水準を確保」する観点からの分析)

36. 前項の償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションは、予想信用損失モデルの対象となる金融資産の測定に影響するものであることから、当該オプションを設けたとしても、IFRS 第9号の原則に従って算定された引当水準と同じ引当水準が確保されると考えられる。
37. ただし、予想信用損失に係る現在価値の巻戻しによる損益は利息法により認識される一方、当該オプションを適用した場合、予想信用損失モデルの対象となる金融資産に係る現在価値の巻戻しによる損益は定額法で認識されるため、損益に関してミスマッチが生じることとなる。
38. この点、ステップ4のより実務負担に配慮した会計基準を目指すという目的を踏まえると、前項に記載したミスマッチが生じたとしても、当該オプションを設けることは利害関係者のコスト及び便益の観点からは許容され得ると考えられるがどうか。

ASBJ 事務局からの提案

39. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ4では、「実務負担に配慮」する観点から、実務上の便宜として、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント2

本資料第31項から第39項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上